

予 算 要 求 資 料

令和3年度6月補正予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 生活福祉資金貸付事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2647)

E-mail： c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 2,280,000 千円 (現計予算額：0 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|------------|-----------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県債 | 一 般 財 源 |
| 現 計 予算額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補 正 要求額 | 2,280,000 | 2,280,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

国における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)として、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少があった世帯の生活費に関する資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度において、対象世帯の拡大や償還期限の延長等の特例措置が設けられ、昨年3月25日から受付を開始している。

昨年度の補正予算において、県社会福祉協議会に貸付原資の追加支援を実施してきたが、申込期限が令和3年6月末に4回目の延長となったため、今後さらなる貸付原資が必要となる見込みである。

未だ新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることから、今後の不測の事態に備え、また貸付基盤の強化のため、更なる追加支援を実施することで、依然として高い県民ニーズに応えていく。

(2) 事業内容

【実施主体】

県社会福祉協議会

(3) 県負担・補助率の考え方

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象事業
(国 10/10)

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----------|--------------------|
| 補助金 | 2,280,000 | ・貸付原資 2,280,000 千円 |
| 合計 | 2,280,000 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)に盛り込まれ、全都道府県にて本件特例措置を実施中。

(2) 後年度の財政負担

今後については未定

事業評価調査書（県単独補助金除く）

| | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯の当面の生活費に関する資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度における福祉資金〔緊急小口資金〕及び総合支援資金〔生活支援費〕において、貸付対象等の拡大、償還期限の延長等の特例措置等が設けられたため、当該貸付の実施主体である県社会福祉協議会に貸付原資をさらに追加支援することで、引き続き、円滑かつ適正な貸付を促進していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業 開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目 標 | 達成率 |
|-----|-----------|-------|-------|--------------------------|-------|-----|
| | | | | <small>（前々年度末時点）</small> | | |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (R) | % |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (R) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対応するための特例措置であり、生活に困窮される方の資金需要に速やかかつ広範に対応する必要があるものの、経済的影響の期間や範囲等は見通すことはできず、対象者数等を特定することもできないため、金額や件数といった具体的な数値目標を設定することはできない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p> | |
| (評価) ○ | <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活に困窮する方の資金需要は依然として高く、引き続き、適正に対応していく必要があり、生活福祉資金貸付制度の特例制度を活用して支援を行う必要性は非常に高い。</p> |
| <p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p> | |
| (評価) ○ | <p>特例措置開始後の貸付決定件数及び金額 R2.3.25～R3.4.23 22,740件 6,517,442千円</p> <p>【参考：リーマン・ショック期の貸付決定件数及び金額】 平成20年度 198件 109,796千円 平成21年度 843件 302,838千円 平成22年度 987件 340,879千円 ※緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）以外の貸付メニューに係る実績を含む</p> <p>特例措置に係る貸付決定件数・金額については、依然として、高い水準のまま推移している。 新型コロナウイルス感染症の経済的影響の期間や範囲等が未だ不透明であることから、今後も県民ニーズは高水準で推移することが想定されるため、引き続き、特例措置による対応が必要不可欠である。</p> |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p> | |
| (評価) | <p>県社会福祉協議会においては、通常時から運用益収入の確保と体制の効率化により最低限の体制で生活福祉資金貸付制度を運営している。</p> <p>本件特例措置の実施にあたっては、需要増及び周知啓発等に対応するために、必要十分な体制にて実施している。</p> |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

新型コロナウイルス感染症の経済的影響の期間や範囲等が未だ不透明であることから、引き続き、生活に困窮する方々への支援を継続的に実施していく必要がある。

また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、適時、対応の見直し等を図る必要性が生じる可能性がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

次年度以降の方向性については未定

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

なし